

# 厳格な放射能濃度の測定・評価に 必要な設備について

**TEPCO**

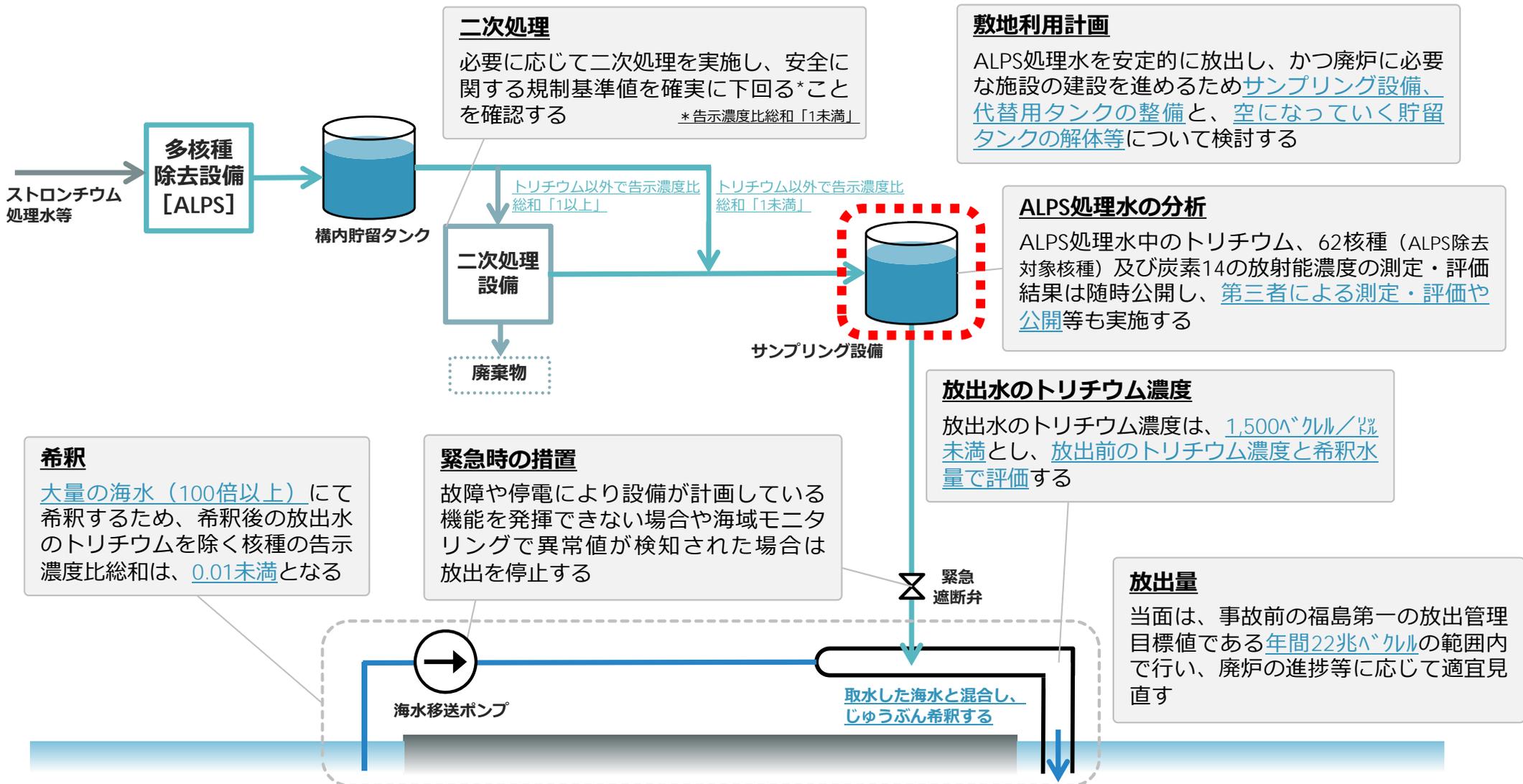
---

2021年5月27日  
東京電力ホールディングス株式会社

# 1. 必要な設備の設計及び運用

海洋放出に必要な設備の設計及び運用は、原子炉等規制法等の法令を遵守することを大前提に、関係するみなさまのご意見を伺いながら、原子力規制委員会による必要な許認可の取得など諸準備を進めていきます。

今回、放射能濃度の測定・評価に必要な設備の設計及び運用について報告します。

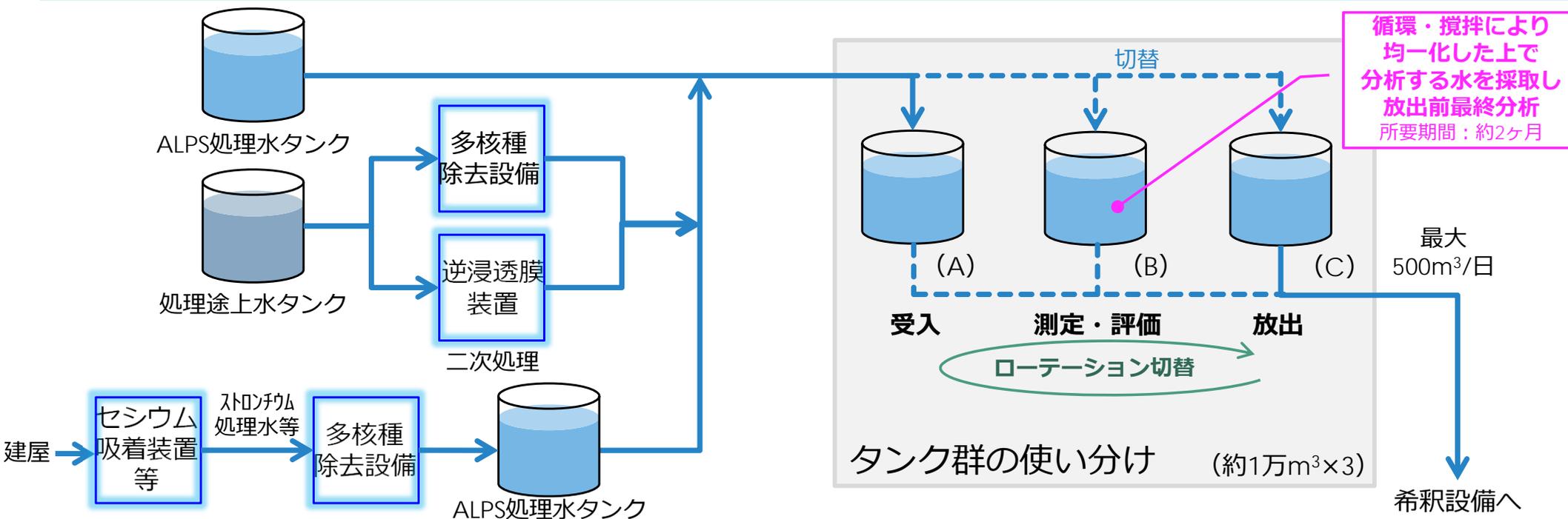


1. ALPS処理水の海洋放出にあたっての重要なポイントは、トリチウム、62核種（ALPS除去対象核種）及び炭素14の放射能濃度を希釈放出前にきちんと測定・評価し、62核種（ALPS除去対象核種）及び炭素14の告示濃度比総和が1未満であることを確認することです（第三者による確認を含む）。
2. このとき、以下の2つの条件を考慮する必要があります。
  - 放射能濃度の測定・評価には、時間を要する核種があること
  - 廃炉を進めるためには、ALPS処理水等の保管容量を計画的に減少させていくこと
3. これらを両立させるため、「受入」「測定・評価」「放出」の3つの役割をもった測定・評価用のサンプルタンク群を約1万m<sup>3</sup>ずつ（計約3万m<sup>3</sup>）用意することにしました。

### 3. 容量の考え方 (1/2)

希釈放出前に、ALPS処理水中のトリチウム、62核種（ALPS除去対象核種）及び炭素14の放射能濃度を測定・評価し、その結果を毎回公表していくことはもちろんのこと、第三者による確認を得ます。

62核種の中には測定・評価に時間を要する核種があり、二次処理性能確認試験では**測定・評価に約2ヶ月**（短縮検討中）要したことから、日々発生する水の**約1万m<sup>3</sup>分**（=150m<sup>3</sup>/日×2か月）を確保します。また、測定・評価を円滑に実施するために、**「受入」「測定・評価」「放出」の3つの役割**をもったタンク群を確保し、**約1万m<sup>3</sup>×3群の計約3万m<sup>3</sup>分をローテーションしながら運用すること**とします。なお、**放出前最終分析は、タンク群ごとに内部の水を循環・攪拌により均一化した上で、分析する水を採取します**。このため、これらの用途のタンク群には、ALPS処理水等の保管用タンクと異なり、循環用と攪拌用のポンプ、弁、試料採取用配管、電源、制御装置等を追設するなどの改造を行います。



### 3. 容量の考え方 (2/2)

容量については、前ページで述べたように「受入」「測定・評価」「放出」の3つの役割をもったタンク群を確保し、約1万m<sup>3</sup>×3群の計約3万m<sup>3</sup>分をローテーションしながら運用する（1周するのに6か月間）こととします。これは、ALPS処理水等の保管量がこれ以上増加しないよう、日々発生する水が150m<sup>3</sup>/日×2か月であることを前提にしています。

- 汚染水の発生量を2025年内に100m<sup>3</sup>/日以下まで低減させていくこと
- 62核種の測定・評価時間の短縮を検討し、ローテーション上の工程を短くすること

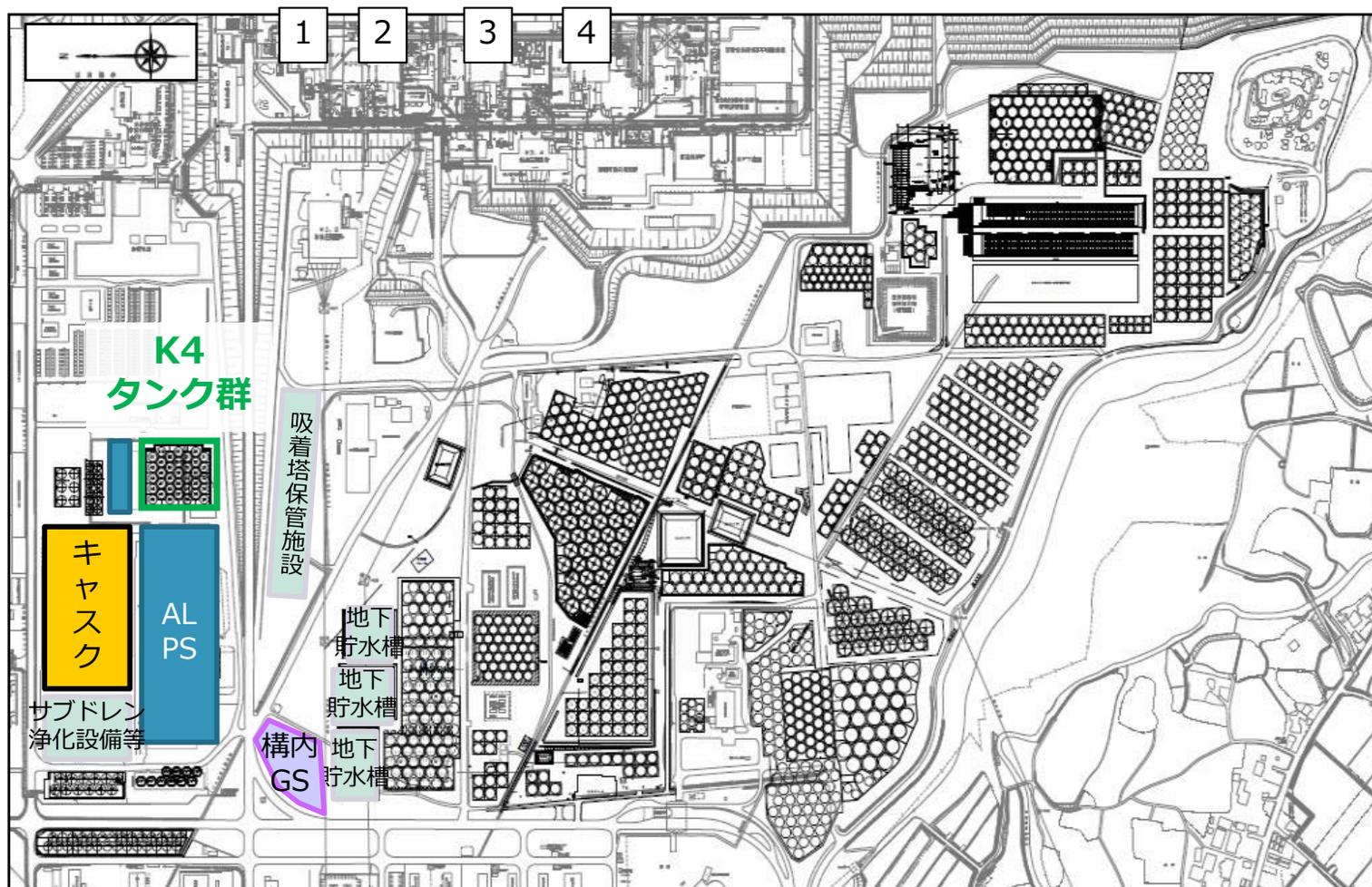
についても継続的に取り組み、既に貯留されているALPS処理水等を減少させたいと考えています。

さらに、海洋放出に必要な設備等の定期点検や故障等に対する備えとして稼働率を考慮する必要があること、既に貯留されているALPS処理水等を計画的に減少させること等を踏まえ、運用する幅を広げておく必要があると考えており、以下についても検討してまいります。

- タンク間の配管の引き回しの改造が必要だったり、ALPS処理水等の移送手順の複雑化になったりするが、二次処理の受入、放出だけならそれぞれ1か月程度で実施できることから、4か月周期のローテーション運用とすること
- 詳細なシミュレーションが必要であるものの、ALPS処理水のうち、トリチウム濃度の低いものから放出することにより、既に貯留されているALPS処理水等の減少幅を大きくすること

## 4. 配置の考え方

希釈設備へのALPS処理水の移送や、万一トリチウムを除く告示濃度比総和が1以上が確認された場合に再浄化のためのALPSへの返送を考慮して、この用途の**タンク群はALPSの近傍**に設置することが必要です。しかしながら、ALPS近傍に約3万m<sup>3</sup>のタンクを建設する余地が無いいため、周辺のタンク群のうち、既にトリチウム、62核種（ALPS除去対象核種）及び炭素14の計64核種を測定・評価し、トリチウムを除く告示濃度比総和が1未満であることを確認している**K4タンク群**をこれにあてることを検討しています。



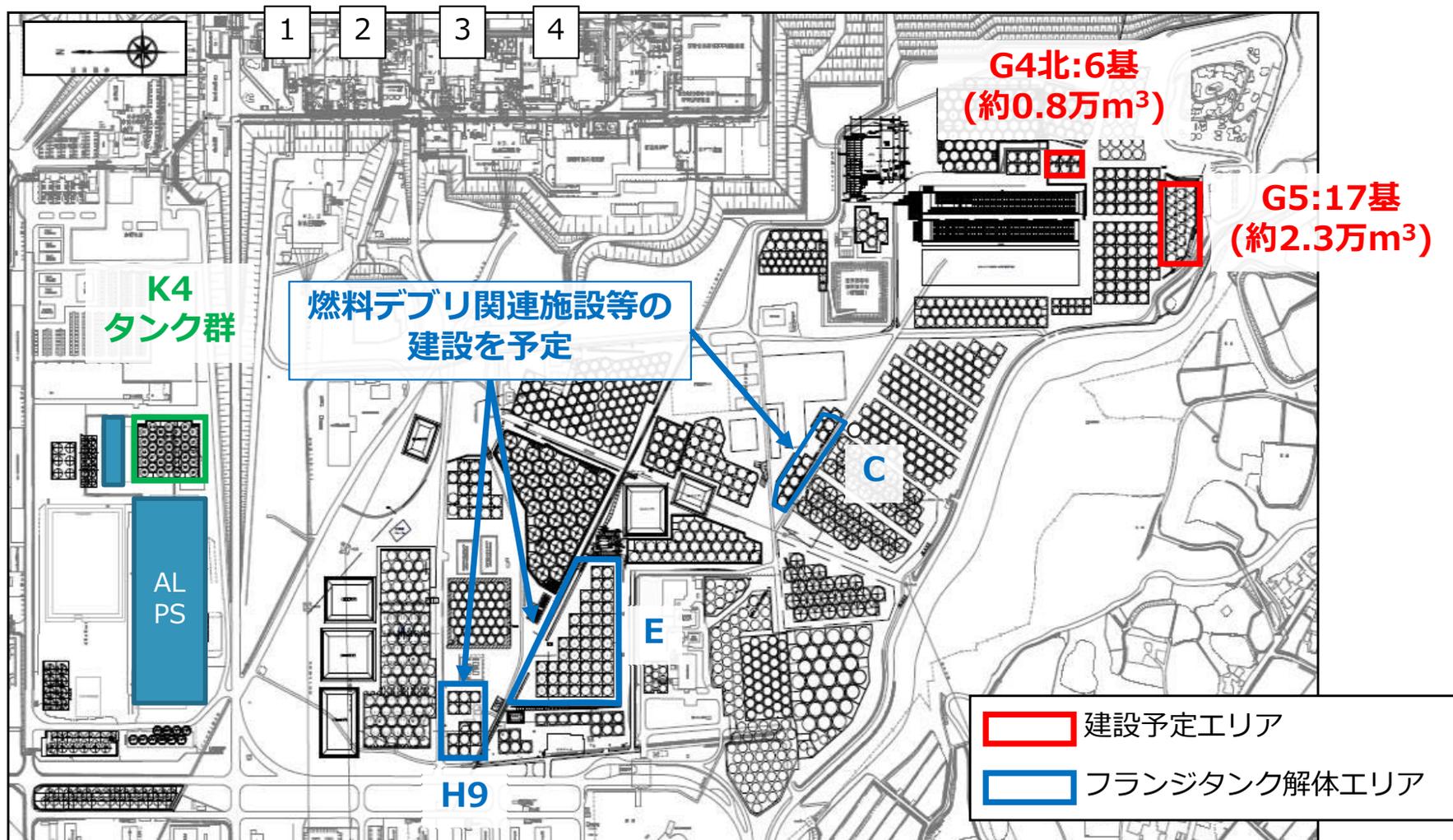
## 5. K4タンク群の用途の変更 (1/2)

1. ALPS処理水について、厳格な放射能濃度の測定・評価を実施し、かつ海洋放出を安定して実施するためのタンクを用意し、これにK4タンク群をあてることを検討していることについては、前述のとおりです。
2. したがって、K4タンク群（約3万m<sup>3</sup>）の用途を、ALPS処理水等の長期保管を目的としたものから、厳格に放射能濃度を測定・評価するために必要な放出設備という目的にすることに変更します。このため、今後K4タンク群を放出設備の一つとして、ALPS処理水等の保管用タンクと異なり、循環用と攪拌用のポンプ、弁、試料採取用配管、電源、制御装置等を追設するなどの改造を実施していくこととなりますので（改造工事の内容、工程等については検討中）、K4タンク群の水抜きを行う際の受け入れ先として、同容量のタンクが一時的に必要となる状況です。
3. K4タンク群の用途変更に伴い、ALPS処理水等の保管のための計画容量（約137万m<sup>3</sup>）からK4タンク群（約3万m<sup>3</sup>）分が減少することになるため、同容量のタンクはK4タンク群を相殺する位置付けとなり、海洋放出開始後も一定期間貯留用タンクとして活用します。

## 5. K4タンク群の用途の変更 (2/2)

4. 同容量のタンクを建設する場所については、フランジタンク解体跡地が候補となります。
5. K4タンク群を厳格な放射能濃度を測定・評価を行うためのタンクとして運用することの重要性を踏まえ、G4北及びG5エリアについては、資機材や事故対応設備等の保管場所として計画し、順次活用していくことを断念し、K4タンク群の代替場所として、タンク建設にあてることにしました（**スライド8**）。なお、溶接型タンクの解体が進むまでの間、資機材は道路等に仮置きし、事故対応設備等は現状に残置します。

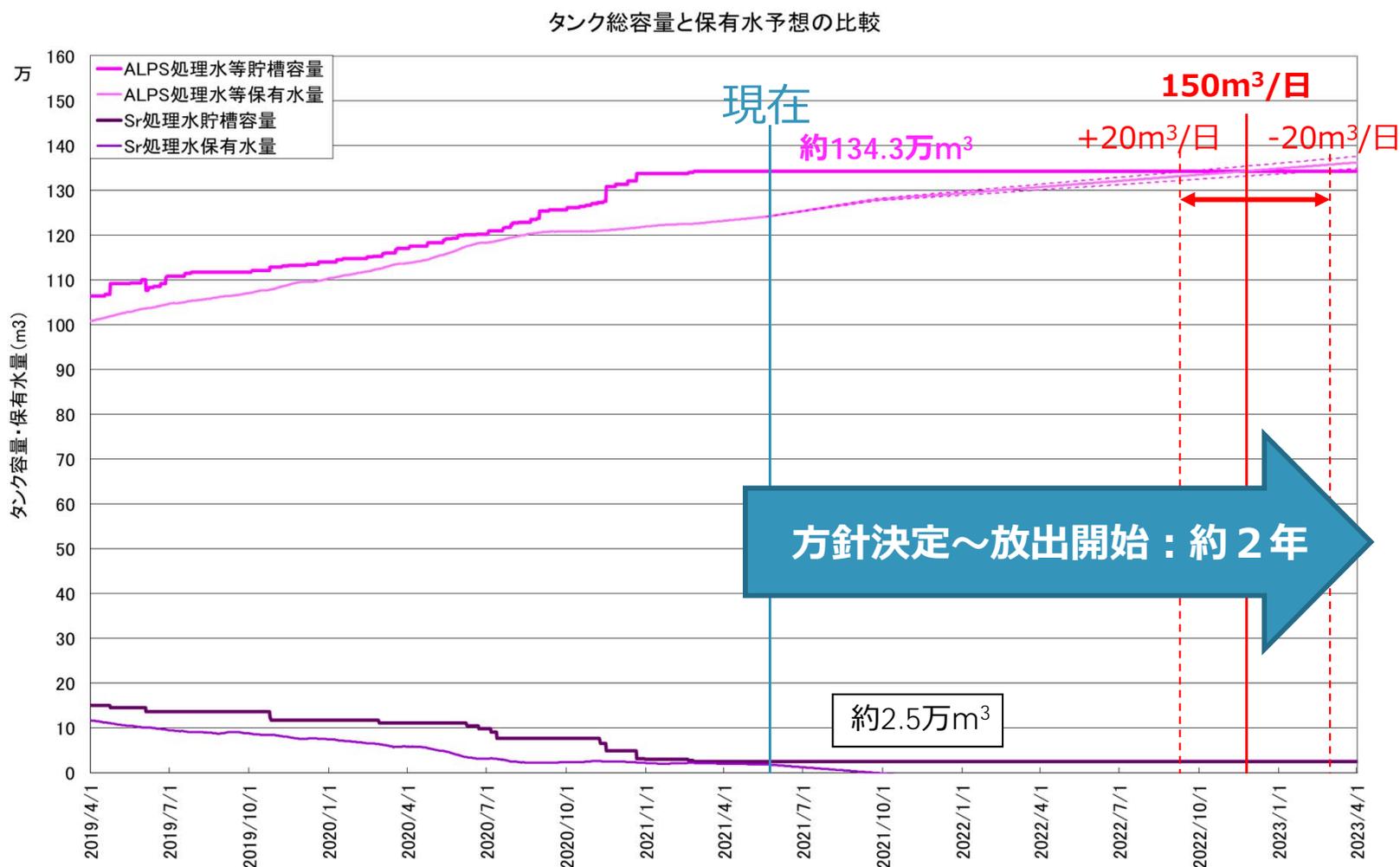
# 6. K4タンク群の代替場所



# 7. ALPS処理水等の保管状況

2021年5月20日時点のALPS処理水等の保管実績（約126万m<sup>3</sup>）から、汚染水発生量150m<sup>3</sup>/日の場合、**2022年11月頃に約134万m<sup>3</sup>に到達します。**

今回K4タンク群の用途を変更し、その代替タンクを2022年11月頃に供用開始させることで、計画容量である約137万m<sup>3</sup>の範囲内で、ALPS処理水等の保管を継続することが可能です。



# 8. G4北、G5エリアのタンク建設工程

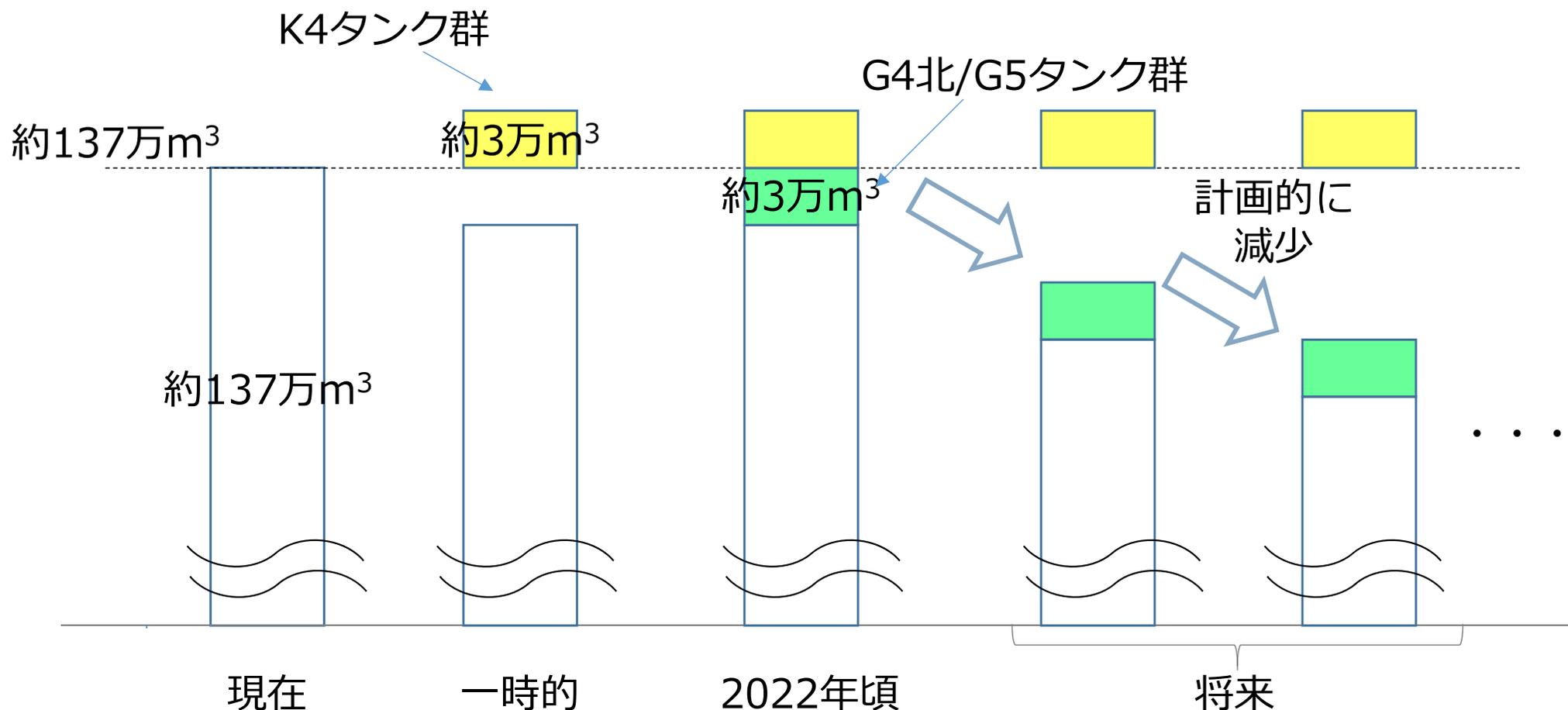
2022年11月頃に確実にALPS処理水等を受け入れられるよう、G4北、G5エリアは2022年10月末までに完成を目指します。

## スケジュール (計画)

エリア名 (容量)	2021年度												2022年度													
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12					
G4北 (約0.8万 m <sup>3</sup> )			工場 製作																							
				タンク建設								堰														
			水位計盤製作・設置等 (工程短縮検討中)																							
																		検査	使用承認			使用開始				
																						↓				
G5 (約2.3万 m <sup>3</sup> )			工場 製作																							
				タンク建設								堰														
			水位計盤製作・設置等 (工程短縮検討中)																							
																		検査	使用承認			使用開始				
																						↓				

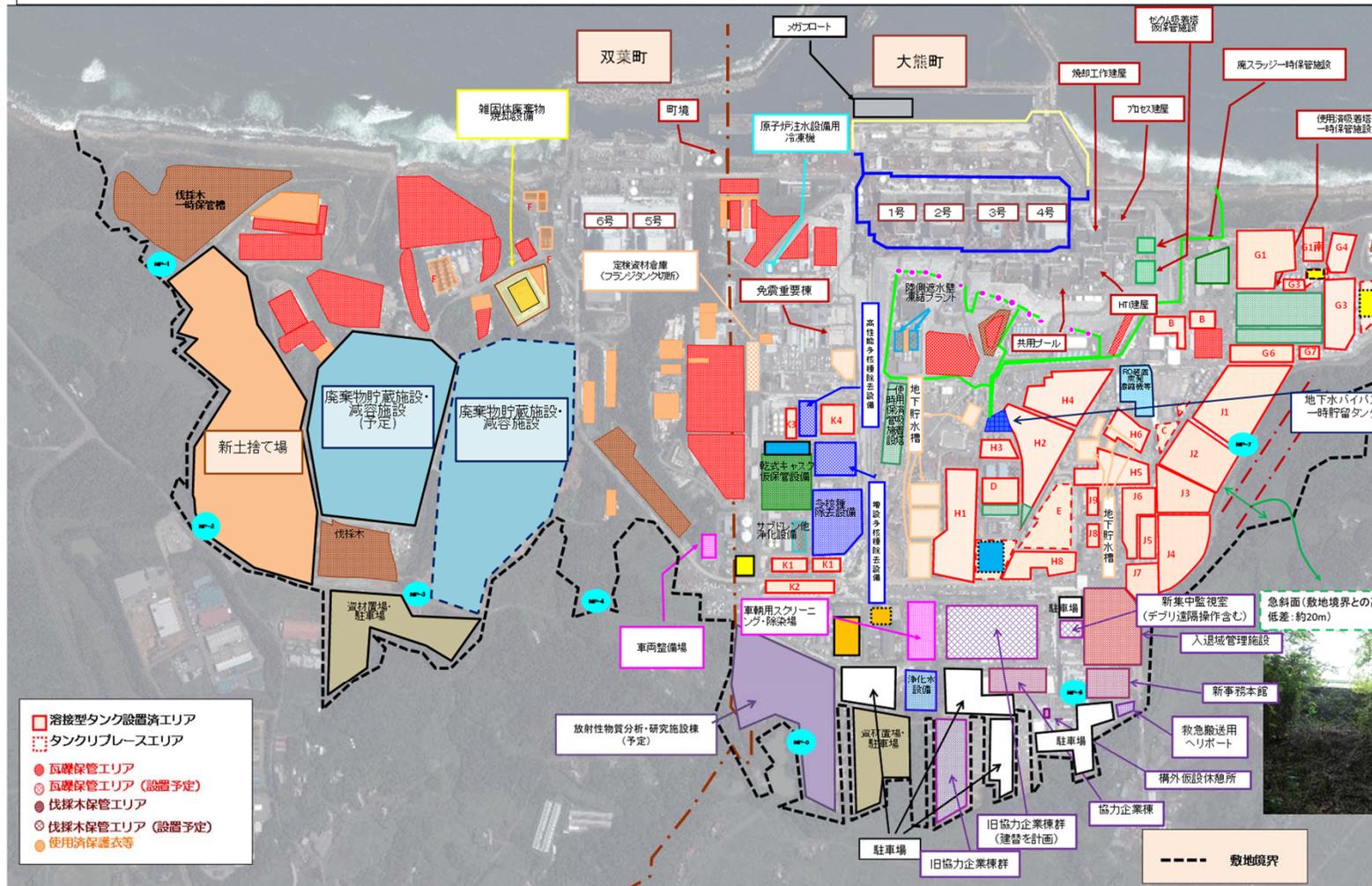
# 9. タンクエリアの敷地利用見通し

タンクエリアは、将来的に廃炉に必要な施設を建設する計画であり、施設の着工の大半は2020年代後半となっています。廃炉作業に支障を与えないよう、海洋放出によりALPS処理水を計画的に処分し、施設の着工までにタンクを解体していく必要があります。  
フランジタンク解体跡地にK4タンク群に相当する約3万m<sup>3</sup>のタンクを建設した場合でも、2020年代前半には建設したタンクと同容量のタンク解体が必要となります。



# 【参考】敷地利用について

- ◇福島第一原子力発電所構内において、現行計画以上のタンク増設の余地は限定的。
- ◇ALPS処理水よりもリスクの高い使用済燃料の取り出しやデブリの取り出しといった廃炉作業を進めていくためには、以下のような施設の建設が必要。
  - ・取り出した使用済燃料の保管施設
  - ・燃料デブリの取り出しに必要なメンテナンス施設
  - ・今後発生する廃棄物を保管するために必要な施設
  - ・廃棄物リサイクル施設
  - ・取り出した燃料デブリの保管施設
  - ・燃料デブリ取り出しのための訓練施設
  - ・様々な試料の分析施設
  - ・作業員が安全に作業に取り組むために必要な施設 など
  - ・燃料デブリ・放射性廃棄物関連の研究施設
- ◇安全かつ着実な廃炉作業に向けて敷地内の土地を確保するためには、ALPS処理水を処分し、タンクの解体を進めていくことが必要。



2021年度頃

- 事故対応設備の保管
- 水処理二次廃棄物関連資材置場
- サブドレン集水設備

2022年度頃

- 取り出し装置メンテナンス設備
- 試験的取り出し装置等保管
- 乾式キャスク仮保管施設 (1~6号 SFP用)

2023年度頃

- バイオアッセイ施設

2024年度以降

- 総合分析施設
- 廃棄物リサイクル施設
- 燃料デブリ第一保管施設
- SFP内高線量機器等の保管設備
- 燃料デブリ第二保管施設
- 取り出し装置メンテナンス設備
- 燃料デブリ取り出し訓練施設等
- 燃料デブリ・廃棄物移送システム
- 保管施設用収納缶等
- 燃料デブリ第三保管施設
- 乾式キャスク仮保管施設 (共用プール用)
- 高線量用減容設備
- 高線量用固体庫
- 燃料デブリ保管施設 (第四以降)

※この他、廃炉に伴い2030年代以降に必要な施設  
 注1:着工が必要と想定される時期を示したものの、タンクの解体に1~2年の期間が必要となる。  
 注2:工事時の作業用ヤードを考慮すると、最大で2倍程度の敷地が一時的に必要となる。  
 注3:施設の面積は現時点での想定であり、今後の検討の進捗、新知見等により変わってくるものである。

**【補足事項】**  
 ○本配置図は、現在の敷地の利用状況と現段階の利用計画に基づき作成。  
 ○また、将来の廃炉作業の進捗に応じて、施設の設置・廃止が必要となることから、適宜計画の見直しを実施。

# 第三者機関を活用した トリチウムの分離技術に関する公募の開始について

**TEPCO**

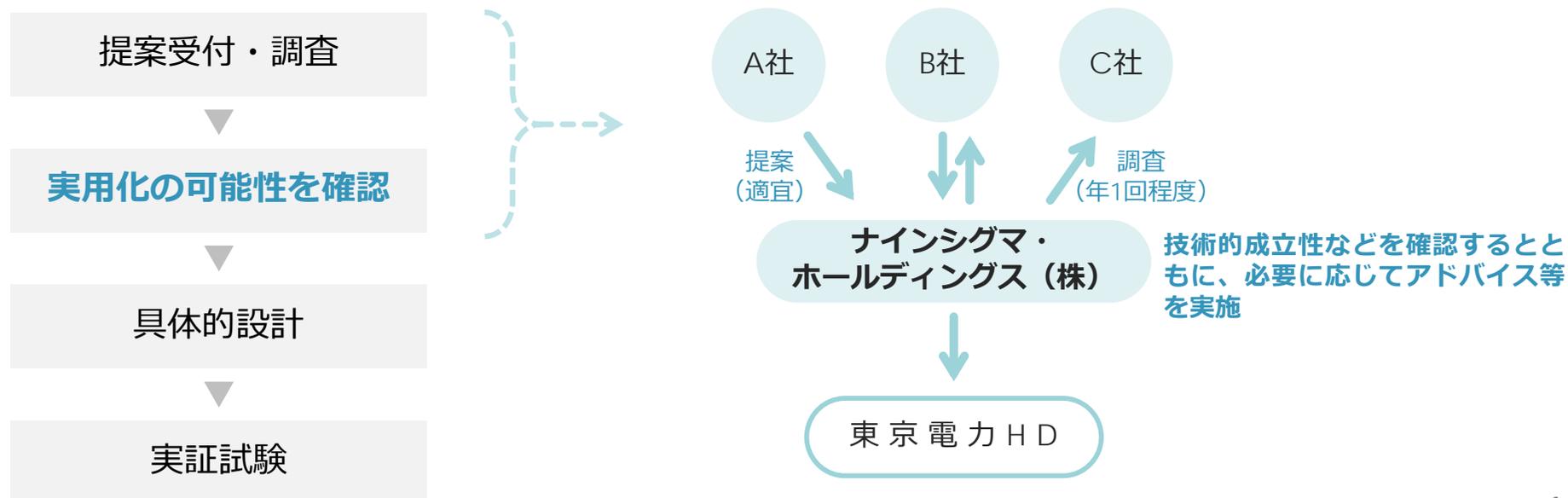
---

2021年5月27日  
東京電力ホールディングス株式会社

# 1. トリチウムの分離技術に関する調査

トリチウムの分離技術に関する新たな技術動向について、継続的に注視していきます

- 4月16日に公表した当社方針の通り、トリチウム分離技術の幅広い調査の実施や提案の受付に関して、透明性を確保するために第三者機関を交えた新たなスキームの検討を進めてきた
- このたび、第三者機関として「ナインシグマ・ホールディングス株式会社」を選定し、同社ホームページにおいて、本日（5月27日）募集要項や応募先を記した公募ページを開設し、国内外を対象にしたトリチウムの分離技術に関する調査や提案受付を開始した  
公募ページ：（日） <https://www.ninesigma.com/s/TEPCO-galleryJP>  
（英） <https://www.ninesigma.com/s/TEPCO-galleryEN>
- 今後、同社ホームページにおいて提案のあった技術については、同社において技術内容の確認・評価と必要に応じてアドバイス等を行い、その結果を当社が確認し、多核種除去設備等で浄化処理した水（ALPS処理水等）に対して現実的に実用可能な技術が確認できた場合には、具体的な設計の検討や技術の実証試験などを行い、技術の確立を目指す



- 提案内容は以下の評価基準に従い、「ナインシグマ・ホールディングス株式会社」により一次評価、その後当社により二次評価を実施
- 以下の必須要件は、応募時点で全て満たすことを求めるものではなく、将来的に満たすことを求めるもの

## ＜必須要件＞

### 分離・測定

次をすべて満たしていること

- トリチウムの処理後の濃度が、処理前の1/1,000以下である  
(応募時点においては、国のトリチウム分離技術検証試験事業で求められた分離能力である1/100以下を期待する)
- トリチウム濃度測定系の信頼性が説明できる
- 試験系全体のトリチウム収支が明確である

### 処理能力

- 目標とする運転能力（50～500m<sup>3</sup>/日）まで拡大可能な技術的見通しがあること

## ＜推奨要件＞

### 原理

次のいずれか（もしくは双方）を満たしていること

- 分離技術の原理が、学会等で広く認められている
- 分離技術の原理について、査読付き論文に記載されている等、第三者から認められている

- 一次評価及び二次評価により実用化の可能性が確認できた技術については、廃棄物の性状や発生量、原子炉等規制法への適合性、設備の設置面積等について、当社が確認していく